

☆ 厚生年金の受給者（年金待機者）となられる方へ ☆

年金者連盟加入のお願い

公的年金制度堅持・改善運動に皆様の力を！

年金者連盟会員募集中！！

目 的

- 会員相互の親睦と融和
- 公的年金制度の堅持と充実
- 会員の生活安定と福祉の増進
- 行政の経験・知識を市町村の発展に還元

〒371-8505

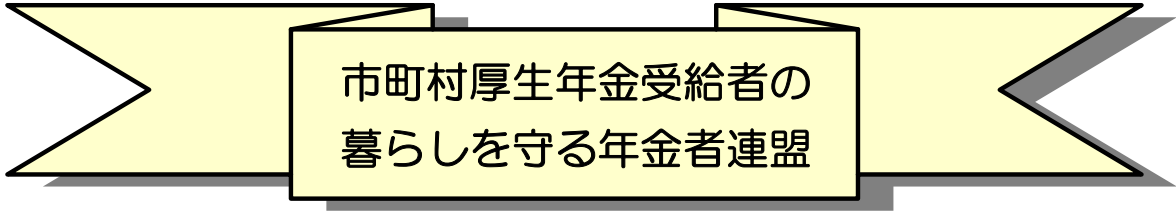
前橋市元総社町 335 番地の 8

群馬県市町村会館 5 階

TEL 027-290-1362

FAX 027-255-5310

群馬県市町村職員年金者連盟



市町村厚生年金受給者の 暮らしを守る年金者連盟

長い間お勤めご苦労様でした

「人生100年時代」を見据えた今日、私たちの定年退職後の人生も長い期間となります。退職後の人生は、よく「第2の人生」とも言われておりますが、定年退職を一つの通過点と考え、これを機により生き生きとしたライフステージを展開して行くことができる「人生の結実期」と位置づけることもできるわけです。

私たちは、この人生の結実期にあたって基本となるのは心身ともに健康で安定した生活が確保されていることではないかと考えています。

この生活基盤を支えるものが年金や医療・介護保険などの高齢者に対する社会保障制度であります。とりわけ年金は退職後の家計を支える大きなよりどころとなっています。

しかし、少子高齢化を背景として、この年金制度が今大変厳しい状況に置かれていることは、ご存知のとおりであります。

こうした中で、本連盟では会員の皆様の力強いご支援をよりどころとして、公的年金制度の堅持及び高齢者に係る医療保険制度・介護保険制度の充実・改善のため、国会や政府機関に対しまして忍耐強く陳情・要望運動を展開し、これまで幾多の成果を挙げてまいりました。

また、連盟では退職後の生活を生きがいと安らぎに満ちたものとするために、会員相互の親睦や様々な福祉事業を推進しています。

これから厚生年金を受給される方、また、定年退職をされ年金受給権が発生していない方（年金待機者）についてもこの趣旨にご賛同いただき、是非、本年金者連盟にご加入され、仲間とともに活動いただきますようお願いいたします。

なお、本連盟の組織と事業の概要を掲載いたしましたので、ご覧のうえ、別添「年金者連盟加入申込書」を提出いただきますよう重ねてお願いいたします。

令和6年9月

群馬県市町村職員年金者連盟

会 長 上 原 忠 夫

年金者連盟の概要

1 目 的

本連盟は、県内市町村職員の退職者とその遺族で共済年金若しくは退隠料等を受給されている方々をもって、昭和40年4月に群馬県市町村職員共済組合のご支援と県下全市町村の積極的なご協力を得て結成されました。

お蔭様で県下全市町村及び県市町村職員共済組合並びに県市長会・県町村会等関係方面の深いご理解とご支援を得て、県下19支部に3,900人を超える会員を擁する組織となっています。

そして、会員相互の親睦融和と公的年金制度の改善を推進し、会員の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、これまでの市町村行政で培った知識と経験をそれぞれの地域社会に還元し、もって地域社会の発展に寄与することを目的に活動をしています。

取り分け、退職後の生活の安定を確保・維持するための厚生年金制度、高齢者医療制度そして介護保険制度の改善充実と現在厚生年金（共済年金）を支えている現職公務員の方々が退職後も私たちと同様の制度の適用を受けることができるように、制度堅持のための運動を国会や政府機関に対し積極的に行っています。

2 支 部

現在19支部で各市それぞれ1支部（12支部）、町村は原則として郡ごとに1支部（6支部と郡分割1支部の計7支部）、一部事務組合はそれぞれの所在地の市町村の属する支部に属します。

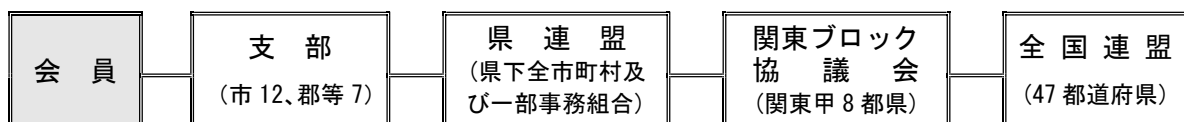
各支部は、独自に支部総会や研修会などの活動のほか、支部旅行やクラブ活動等の企画により支部会員相互の親睦と融和を図っています。

なお、県内19支部の支部名は次のとおりです。

前 橋 市	高 崎	桐 生	伊 勢 崎	太 田
沼 田	館 林	渋 川	藤 岡	富 岡 市
安 中 市	み ど り	北 群 馬	多 野	甘 楽 郡
吾 妻	利 根	佐 波 郡	西 邑 楽	

3 他団体との連携

本連盟は、年金受給者の老後の支えである年金、医療及び介護制度に係わる処遇改善運動でより大きな成果を挙げるため、一般社団法人全国市町村職員年金者連盟（47都道府県参加）及び関東ブロック市町村職員年金者連盟協議会（関東甲8都県参加）と連携強化を図り、国会議員及び政府機関に対する陳情運動等を行っています。



4 連盟加入のメリット

- (1) 各支部において開催する支部総会、支部旅行及び各種クラブ活動（ゴルフクラブ、グラウンドゴルフ、囲碁将棋クラブ等）に参加し、交流を深めることができます。
- (2) 機関紙「連盟だより」（年２回）を発行し、最新の年金情報や連盟の事業活動等、身近な情報を提供しています。
- (3) 新規に会員になられた方には、加入を記念し粗品を贈呈しています。
- (4) 喜寿（満 77 歳）、米寿（88 歳）及び白寿（99 歳）に達した会員の方に対し、慶祝の詞並びに記念品を贈呈しています。
- (5) 会員がご逝去された場合には、弔慰として香花料等をお供えしています。
- (6) 会員の居住する住宅が水震火災その他非常災害により損害を受けた場合には、損害の程度により災害見舞金を交付しています。
- (7) 健康長寿支援事業として、健康や介護の無料電話相談サービスを専門業者に委託して行っています。
- (8) 会員の福祉増進を支援するため、生活物資の斡旋、団体傷害保険、団体疾病保険、団体介護保険、団体医療保険及び団体がん保険の斡旋を行っています。
- (9) 全国連盟が実施する福祉事業（共済組合施設等の優待利用、引越割引サービス、葬儀支援サービス、介護相談・会議施設等入居優待割引）を割安で利用することができます。

5 その他の事業

- (1) 年金受給者の処遇改善のため、関係方面に陳情等を強力に行っています。
- (2) 支部活動を支援するため、各支部に対し助成金を交付しています。
- (3) 支部が行う会員のクラブ活動等に対し、その費用の一部として助成金を交付しています。
- (4) 各支部の交流と会員相互の親睦を深めるため、年 1 回支部対抗ゴルフ大会を開催しています。
- (5) 会員を対象に旅行を開催した支部に対し、支部旅行助成金を交付しています。
- (6) 本連盟の海外及び国内旅行の企画又は斡旋する旅行に参加した場合には、一部助成金を交付しています。
- (7) 共済組合の協力を得て、年金情勢等の年金相談を随時行っています。

6 会員加入要件

平成 6 年及び平成 12 年の年金制度改革により、年金の支給は 60 歳支給から 65 歳支給に段階的に支給開始年齢が引き上げられ、昭和 36 年 4 月 2 日以降に生まれた方（一般組合員の方）については、定年退職しても 65 歳になるまでの間（年金待機者）は、年金について無支給期間が発生いたします。

そのため、本連盟では規約を改正し、会員の範囲を、年金を受給していなくても年金待機者であれば、会員になれるという改正を行いました。

これにより、年金待機者であっても本連盟が実施する各種事業に参画できることとなり、全国連盟が実施する連盟会員を対象とした各種団体保険についても、団体保険料の割引が受けられることとなります。

7 会 費

年金者連盟の会費は、支給年金額に応じ次の定額表により徴収されます。

なお、年金待機者に係る会費については、年金待機者である間、定額の2,000円をご負担していただきます。

等 級	支 給 年 金 額		年 会 費
1 級	500,000 円未満		500 円
2 級	500,000 円以上	1,000,000 円未満	2,000 円
3 級	1,000,000 円以上	1,500,000 円未満	3,000 円
4 級	1,500,000 円以上	2,000,000 円未満	4,000 円
5 級	2,000,000 円以上	2,500,000 円未満	5,000 円
6 級	2,500,000 円以上		6,000 円

(注) 10月から12月までの加入者は年会費が半額、1月から3月までの加入者は無料となります。

8 会費の徴収時期

会費の徴収は、原則として次の支給期の年金から年会費として一括控除いたします。

加 入 者 別	会 費 控 除 の 時 期
新 規 加 入 者	最初の年金支給時
継 続 加 入 者	毎年4月支給期
年 金 待 機 者	別途「振込依頼書」により送金

9 全国連盟が行う福祉事業

会員になられた方の福利厚生の実現を図るため、全国連盟が行う各種福祉事業を利用することができます。(本誌5ページをご覧ください。)

10 各種団体保険のメリット

会員になると各種保険が団体扱いになり保険料が一般で加入するより大変お得です。

団体傷害保険・団体疾病保険・団体介護保険は 3 割引！
団体がん保険・団体医療保険は一般契約よりお得！

アフラック（アメリカンファミリー）のがん医療保険一般契約者なら団体扱いに変更できます。



全国市町村職員年金者連盟の福祉事業

一般社団法人全国市町村職員年金者連盟では、会員になられた方の福利厚生の実現を図るため、下記の事業者と事業契約を締結しておりますので、是非ご利用ください。

福祉事業の詳細は、「全国市町村職員年金者連盟」のホームページ（「全国年金者連盟」で検索できます）でご確認ください。

1 市町村・都市職員共済組合施設、東京都内・近郊ホテル等の優待利用

全国の市町村・都市職員共済組合が運営している施設が組合員料金でご利用できます。
また、東京都内・近郊指定ホテル等が特別料金でご利用になれます。

詳しくは 「全国市町村職員年金者連盟」のホームページでご確認ください。

2 お引越し割引サービス〔日本通運〕

日本通運の引越し専用ダイヤルを通じて申し込むと、会員とご家族は、次の割引が適用になります。

荷造り用資材・作業員料・・	20%割引	※ 3/20～4/15 の間は 10%割引
トラック運賃・・・・・	10%割引	

詳しくは フリーダイヤル 0120-544-933（8時～20時 年中無休）

3 葬儀支援サービス〔全国儀式サービス〕

全国儀式サービスに申込み利用すると利用料金が割引になります。また、生花または花環がー基サービスされます。

ご祭壇・ご遺影・お棺等の葬儀に必要な基本セット（全国平均 40 万円相当）が、24 万円（税別）でご利用になれます。

ヨイ シクミサ

ご依頼は フリーダイヤル 0120-41-4933（24 時間・365 日対応）

4 介護相談および施設等入居優待割引〔SOMPO ケア〕

1. 介護相談無料 SOMPO ケア「介護なんでも相談室」

介護認定のことや、日常の介護に関する相談も無料

2. 施設入居時の家賃優待割引

SOMPO ケア(株)直営の「介護付きホーム」や「サービス付き高齢者向け住宅」などの家賃相当額の 3%を毎月（前払いプランの場合は前払い金の 3%を初月のみ）割引します。

※ SOMPO ケア(株)は、SOMPO グループの一員です。

詳しくは フリーダイヤル 0120-155-703（9 時～18 時 年末年始を除く）

5 介護・健康相談サービス

健康についての心配事、介護保険や介護の不安など、専門相談員（看護師等）がゆっくりとお話を伺います。＊ 医師はおいませんので、診断・服薬についてのご相談はお受けできません。

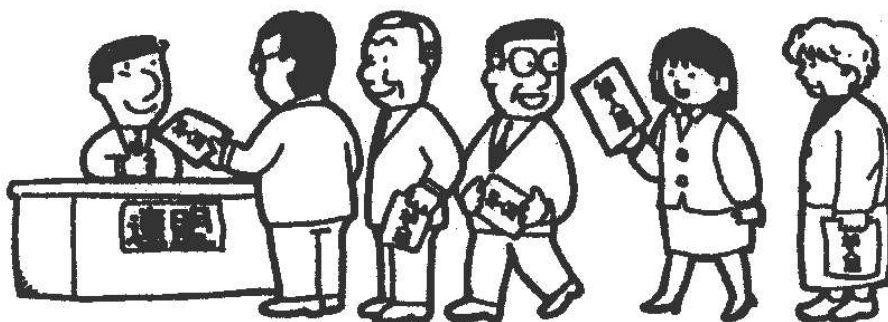
ご相談・通話料は無料です。プライバシーは厳守いたします。

詳しくは フリーダイヤル 0120-025-468（平日 9 時 30 分～17 時 30 分）
※ 年末年始（12/31～1/3）を除く

■ 加入手続きは簡単です！ ■

加入方法は、「年金者連盟加入申込書」（別紙様式第 1 号）に住所・氏名等を記入し、あなたが勤務されている市町村等の共済事務担当者又は年金者連盟に提出してください。

なお、ご不明な点につきましては、年金者連盟（下記をご覧ください。）又は各市町村等の共済事務担当者までお願いします。



加入手続きは「加入申込書」を市町村共済事務担当者へ提出されるだけです。

年金の相談や連盟に関するお問合せはこちらへ

〒371-8505

前橋市元総社町 335 番地の 8（群馬県市町村会館 5 階）

群馬県市町村職員年金者連盟事務局

電 話 027-290-1362

F A X 027-255-5310

年金者連盟加入申込書

(兼委任状・依頼書)

私は、群馬県市町村職員年金者連盟の目的に賛同し、下記「個人情報の取扱いについて」を承知し同意のうえ、規約第5条第1項の規定により加入を申し込みます。

なお、連盟会費は、貴連盟の定める方法により納付することとし、全国市町村職員共済組合連合会から毎年4月に支給される私の年金から会費相当額を控除することを、群馬県市町村職員共済組合を経て全国市町村職員共済組合連合会に依頼すること及び控除された会費相当額を受領することに関する一切の権限を貴連盟に委任します。

また、貴連盟の事業の実施に際し必要な場合は、次の①から⑦の私の個人情報について、群馬県市町村職員共済組合から取得していただきますようお願いします。

- ① 年金証書記号番号 ② 氏 名 ③ 生年月日 ④ 住 所
⑤ 会費計算の基礎となる年金額（支給年金額等） ⑥ 控 除 額 ⑦ 控除不能理由

群馬県市町村職員年金者連盟会長 様

年 月 日

元所属所名			
氏 名	フリガナ	性別	男・女
住 所	郵便番号（ — ）		
生 年 月 日	年 月 日		
電 話 番 号	（ ）		
加入支部名			

* この欄は、記入しないでください。

年金証書番号	8616—	年 金 額	円	会 費	円
--------	-------	-------	---	-----	---

【個人情報の取扱いについて】

当連盟が取得した個人情報については、個人情報保護法並びに当連盟の個人情報保護に関する規程及び情報セキュリティポリシー等に基づき、厳格な取扱いをし、次に記載する以外に、本人の同意なく利用し、また、第三者へ提供することはありません。

- ① 会費徴収、機関紙の送付、団体傷害保険の斡旋等の通知、連盟事業の実施に係る各種お知らせの送付等に利用します。
- ② 年金からの会費控除及び団体傷害保険料の控除をする際は、群馬県市町村職員共済組合へ提供し、群馬県市町村職員共済組合から年金の支給元である全国市町村職員共済組合連合会へ提供されます。
- ③ 団体傷害保険の斡旋等の通知のため引受保険会社へ提供します。
- ④ 機関紙の送付のため引受送付会社へ提供します。